神奈川県行政不服審査会条例

平成28年３月29日  
条例第17号

神奈川県行政不服審査会条例をここに公布する。

神奈川県行政不服審査会条例

（趣旨）

**第１条**　この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第４項の規定に基づき、神奈川県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第２条**　神奈川県行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、12人以内の委員をもって組織する。

（委員）

**第３条**　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

５　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

６　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

**第４条**　審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

（専門委員）

**第５条**　審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、当該専門の事項について学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

４　第３条第４項及び第５項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

（調査審議）

**第６条**　審査会は、委員の全員をもって構成する会議（以下「全体会」という。）で調査審議を行う必要があると認める場合を除き、その指名する委員３人以上をもって構成する部会で調査審議する。

（全体会）

**第７条**　全体会は、会長が招集し、その議長となる。

２　全体会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う者）を含む委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

**第８条**　部会に部会長を置き、会長がその構成に加わる部会にあっては会長が部会長となり、その他の部会にあっては当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

２　部会長は、当該部会の会務を掌理する。

３　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

４　前条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「全体会」とあるのは「部会」と、同条第１項及び第２項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項及び同条第３項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（委員等の除斥）

**第９条**　委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（調査審議の手続の併合又は分離）

**第10条**　審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

２　審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

（交付の求め）

**第11条**　行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(１)　交付に係る法第81条第３項において準用する法第78条第１項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(２)　対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(３)　対象主張書面等又は対象電磁的記録について第13条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

（交付の方法）

**第12条**　法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によって行う。

(１)　対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(２)　対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（送付による交付）

**第13条**　法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、法第81条第３項において準用する法第78条第４項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査会が定める方法により納付しなければならない。

（会長への委任）

**第14条**　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が全体会に諮って定める。

（罰則）

**第15条**　第３条第５項（第５条第４項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。